

広島県告示第四百八十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の十五第一項の規定によつて、次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う。

平成二十四年五月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 構造計算適合性判定の業務を開始する日

平成二十四年五月十九日

二 開始する構造計算適合性判定の業務

延べ面積が二千平方メートルを超える建築物（同一申請の別棟で延べ面積が二千平方メ

ートル以下の建築物を含む。）に係る構造計算適合性判定の求めの受理